

平成 28 年 6 月 28 日

訪問型サービス事業者 様
通所型サービス事業者 様
居宅介護支援事業者 様

茂原市福祉部高齢者支援課

介護予防・日常生活支援総合事業に関する介護報酬の日割り請求について

日頃より介護保険の運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では 3 月より総合事業を開始しておりますが、介護報酬の日割り計算について介護予防給付とは異なる取り扱いがありますので、お知らせいたします。

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護では、途中で契約・利用を開始した場合でも月額包括報酬での請求となっておりますが、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスでは、月の途中で利用開始の契約を締結した場合は、月額包括報酬ではなく契約日を起算日とした日割り計算になります。また、月の途中で契約を解除した場合にも、月額包括報酬ではなく契約解除日までの日割り計算になります。(別紙 1 参照)

つきましては、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」(平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)」より:別紙 2)を参照の上、当該日割り算定にかかる適用について下記のとおりご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

① 3 月～5 月利用分について

新たに契約をして利用を開始した利用者及び途中で契約を解除した利用者の請求に関して、再度ご確認いただき、必要に応じて過誤申立等のご対応くださいますようお願いいたします。(別紙 3 参照)

② 6 月利用分以降の請求について

対象者については、日割り計算で請求くださいますようお願いいたします。

※対応方法等の詳細については、別紙 1～3 を参照ください。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先】茂原市福祉部高齢者支援課 介護給付係

TEL 0475-20-1572

FAX 0475-20-1610